

一般社団法人電気設備C A Dキャリア支援協会会員規約

本会員規約（以下、「本規約」という）は、一般社団法人電気設備C A Dキャリア支援協会（以下、「本協会」という）と会員との関係に適用し、本協会と会員との間の権利義務関係を定める。

第1章 総則

第1条 活動目的

本協会は、電気設備C A D技術者のキャリア支援を目的とし、以下の活動を行う。

- （１）電気設備C A D技術者の技術向上のための教育、指導
- （２）電気設備C A D技術者の認定資格制度の策定、実施、運営
- （３）電気設備C A D技術者に対する研修、セミナー及び講習会等の実施、運営
- （４）電気設備C A D技術に関する学習教材の製作、提供、販売
- （５）個人向けのC A Dスクールの設置、運営
- （６）個人向けキャリアカウンセリングと就職支援
- （７）電気設備C A D技術者のキャリア支援のための調査、研究および広報活動
- （８）電気設備C A D技術者相互間の情報交換、情報提供、各種ネットワーク構築等の賛助活動
- （９）その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- （10）前各号に掲げる事業に付帯関連する事業

第2条 本規約の範囲

本規約は、本協会の定款第11条に定める会員に適用される。

第2章 会員資格

第3条 会員種別・会員資格

本協会の会員は次の4種とする。なおいずれの種別も一般社団法人法上の社員とならない。

- (1) 特別正会員
電気設備の設計・施工に関わる会社であり、当団体の事業活動に参画する意思を持つ会社、および団体
- (2) 賛助会員A
本会の事業と関連性を有する会社であり、当団体の事業活動を賛助する意思を持つ会社、および団体
- (3) 賛助会員B
本会の事業と関連性を有する会社であり、当団体の事業活動を賛助する意思を持つ会社、および団体
- (4) 個人会員
本会の事業と関連性を有する業務に従事し、当団体の事業活動を賛助する意思を持つ個人事業主、および個人

第4条 入会

入会希望者は、本協会の活動目的に賛同し、所定の申込み方法により申し込みをし、本協会の承認を得て会員となるものとする。

第5条 入会不承認

次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、本協会は入会を承認しない場合がある。

- (1) 入会申し込み時の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 過去に本協会から資格を取り消されたことがある場合
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋
その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（（以下「反社会的勢力」という）である場合
- (5) その他本協会が、本会員契約を締結するにつき不適当な事由があると判断した場合

第6条 会員期間、更新および会費

- 1 本協会の会員期間は、下記のとおりとする。

【個人会員（ECCA Café 会員）】

毎年4月1日から翌年3月31日の1年間を会員期間とする。

初年度は、期中の入会日より来る3月31日までとする。

- 2 会員期間満了日の1ヶ月前までに、本協会より更新案内をし、応じた場合のみ更新される
- 3 会員は本条に定めるところに従い、会員種別に応じた入会費（初年度年会費含む）及び年会費（2年目以降）を支払わなければならない。（以下総称して「会費」という）
- 4 入会費は本協会が別途定める支払期日までに、2年目以降の年会費は、当該新年度の初日が属する月の前月末日までに、クレジット決済もしくは本協会が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。なお振込手数料は会員が負担する。

- 5 会費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

【個人会員】

- ① 入会費 金10,000円（初年度年会費含む）
- ② 年会費 金5,000円

- 6 会員がすでに納入した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第7条 変更の届出

- 1 会員は、その氏名、連絡先、所属先等について、本協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。
- 2 本協会は、会員が前項の通知を行わなかったことによる不利益についての責任を負わないものとする。

第8条 退会

会員は、退会をしようとする時は、本協会所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。但し、すでに納入した会費については、年度途中の退会といえども第6条6項に規定のとおり返還は行わない。

第9条 除名

- 1 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、本協会の社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 法若しくは法に基づく命令、若しくはこれらに基づく処分、又は本協会の定款や規則に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し除名した旨を通知しなければならない。
なお除名の場合の会費の取扱いは、第6条6項のとおりとする。

第10条 会員の資格喪失

会員は、前2条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納付期限までに納付せず、催告を受けても納付がないとき
- (2) 総会員の同意があったとき
- (3) 個人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

第3章 会員の権利と義務

第11条 会員の権利（特典）

会員は、末尾「会員特典一覧」記載どおりの権利（特典）を有する。

第12条 会員の義務

1 会員は、本規約、本協会の定款ならびにその他本協会が定める規約、本協会との間で合意をした約定を遵守する。

2 会員は、本協会からのアンケート等依頼事項について、可能な範囲で積極的に対応する。

第13条 会員資格の喪失にともなう権利及び義務

会員がその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。
ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

第14条 会員情報の取り扱い

会員は、本協会に対して提供した会員の個人情報を、以下に掲げる利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

- (1) 本協会が提供する各種サービスや活動を会員に知らせる必要がある場合
- (2) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと本協会のウェブサイトや販促物等に掲載する場合
- (3) 本協会の運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
- (4) 本協会が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、会員情報を取り扱わせる場合

- (5) 個人情報に関する法令及びその他の規範に記載されるやむを得ない事情に基づく情報開示の場合

第4章 本会員規約の追加・変更

第15条 規約の追加・変更

本協会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、本協会のホームページ等への掲載による会員への通知により、本規約を変更することができるものとする。変更後の規約は附則記載日から有効とする。

第5章 その他

第16条 知的財産の帰属

本協会が創作する全ての著作物等の知的財産権に関する権利は、本協会に帰属する。

第17条 禁止事項

- 1 会員が無断で本協会の名称および会員名簿等を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行う事を禁止する。
- 2 その他、本協会の目的を理解し、本協会の主旨に反する行為を禁止する。

第18条 免責および損害賠償

- 1 会員は、本協会が会員に提供する資料や情報、サービスの利用により発生した会員の損害に対し、本協会の故意又は重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わない。
- 2 会員間（個人会員を含む）の問題に関して、本協会は一切の責任を負わないものとする。
- 3 会員が、本規約および本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって本協会が損害を受けた場合、当該会員は、本協会が受けた損害を本協会に賠償するものとする。

第19条 残存条項

会員が退会、除名等により会員資格を喪失した場合であっても、第17条から第21条までの規定は有効に存続するものとする。

第20条 合意管轄

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約について訴訟提起の必要が生じた場合には、東京地方裁判所もしくは東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第21条 協議事項

会員は、本規約の内容について疑義が生じた場合、信義誠実の原則に従い本協会と協議の上、円滑に解決を図るものとする。

以上、本規約は本協会のすべての会員に適用されるものとし、すべての会員は本規約に同意し、遵守するものとする。

附則

本会員規約は、2020年4月1日より施行する。

一般社団法人電気設備CADキャリア支援協会

個人会員（ECCA Café 会員）特典

◆ セミナー・イベント開催 年3回（有料）

年1度 参加費用から5千円引き（年会費分）

◆ 経験値チェック 50%OFF

通常価格 ¥ 6,000 → ¥ 3,000

◆ キャリアカウンセリング 50%OFF

通常価格 ¥ 10,000 → ¥ 5,000

◆ 作業スキームの共有（無料）

◆ 仕事の進め方についてのメール相談（無料）

お一人様年10案件まで（必ず解決できる保証はありません）